

前沢地区連合振興会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、前沢地区連合振興会（以下「本会」という。）と称し、事務所を前沢地区センター内に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、明るく住みよい心豊かなまちづくりを目指して、前沢地区内の各自治振興会及び関係機関相互の連携強化による自主的、主体的かつ創意・工夫あふれる地域づくり活動を推進することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに関すること。
- (2) 地区センターの運営に関すること。
- (3) 地区の防火、防災、防犯、交通安全等に関すること。
- (4) 地区の環境衛生、保健衛生の向上に関すること。
- (5) 地区の福祉の向上に関すること。
- (6) 地区の教育・文化・スポーツ・生涯学習に関すること。
- (7) 関係機関・各種団体等との連絡調整に関すること。
- (8) その他、目的達成に関すること。

第3章 構成及び組織

第4条 本会は、次に掲げる各自治振興会により構成する。

- (1) 白鳥地区住民協議会
- (2) 前沢南地区自治振興会
- (3) 前沢中央地区自治振興会
- (4) 前沢北地区住民協議会
- (5) 前沢東地区振興会
- (6) 上野原振興協議会

2 本会の意思決定をする機関として総会を置き、各自治振興会から選出される3名の代議員をもって構成する。

3 代議員の任期は1年とする。

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事12名
- (2) 監事2名

2 理事の内、1名を会長 2名を副会長とする。

3 会長、副会長は理事会において推薦し、総会の承認を得るものとする。

第6条 理事は、各振興会長及び各振興会より推薦された各1名の12名とし、総会の承認を得るものとする。

2 監事は、理事会において推薦し、総会の承認を得るものとする。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、本会の経理を監査する。

第8条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 事業を円滑に実施するため、会長は必要に応じて、総会の承認を得て、事業委員会を設置することができる。

2 本会に事業実施を担当する企画運営部、産業振興部の部会を設置する。

部会の構成、運営、担当事業などは部会規則による。

第4章 会議

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

第11条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

第12条 総会は、年1回開催し、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 会費について

(4) 役員を選出

(5) 規約の制定・改廃

(6) コミュニティ計画の制定・改廃

(7) その他本会の運営にかかる重要事項

2 会長が必要と認めたとき又は役員会の要求があったときは、臨時に総会を開くことができる。

3 総会は、代議員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、やむを得ない事由により代議員が出席できない場合は、その所属する自治振興会から代理の代議員を出席させることができる。

4 総会の議長は、その総会において出席者の中から選出する。

5 総会の議事は、出席代議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第13条 役員会は、必要に応じて開催し、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会で議決した事項の執行に関して会長が必要と認めた事項

(3) その他、会務の執行に関して会長が必要と認めた事項

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

3 役員会の議事は、出席役員過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 事務局

第14条 本会の事務を円滑に行うため、次の事務局を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務局員

第15条 本会は、次の帳簿を備えて必要事項を記載しなければならない。

(1) 役員名簿

(2) 金銭出納簿

(3) 規約規定綴

(4) 会議録

(5) 予算決算書綴

(6) 事業計画書及び事業報告書

(7) コミュニティ計画書

(8) その他必要な書類

第6章 会計

第16条 本会の経費は、会費、交付金、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

1 この規約は、平成20年3月27日から施行する。

2 第8条の規定にかかわらず、最初の総会において選出される役員の任期は、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規約は平成22年4月22日から施行する。

附 則

この規約は平成26年5月12日から施行する。